

# 令和8年度 三朝町一般廃棄物処理計画

## 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年度三朝町一般廃棄物処理計画を定める。また、町民が健康で文化的な生活を営む為、公衆衛生の保全及び向上に努め適正に収集運搬、処理を行うものとする。

## 2. 一般廃棄物処理基本事項

- (1) 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (2) 計画処理区域 三朝町全域
- (3) 計画区域内の人口 5,542人（令和8年3月31日時点）
- (4) 計画対象の廃棄物 計画処理区域内で発生する一般廃棄物で、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭系一般廃棄物」と事業活動によって排出される「事業系一般廃棄物」とする。

## 3. 一般廃棄物の排出状況（令和7年度一般廃棄物排出量及び前年度対比）

- (1) ごみ（家庭系+事業系）（搬入先：ほうきりサイクルセンター）

区 分	R 7 排出量	前年度増減量	前年度増減比
可燃ごみ	1330.17 t	-79.40 t	-5.97%
不燃ごみ	45.46 t	-13.12 t	-28.86%
小型家電	5.89 t	-0.44 t	-7.47%
有害ごみ	2.14 t	-0.68 t	-31.78%
可燃粗大ごみ	66.43 t	-9.85 t	-14.83%
不燃粗大ごみ	30.60 t	0.74 t	2.48%

- (2) 資源ごみ（搬入先：倉吉資源リサイクル事業協同組合）

区 分	R 7 排出量	前年度増減量	前年度増減比
古紙類	54.55 t	0.35 t	0.65%
古着・布類	10.43 t	0.41 t	4.09%
アルミ缶	6.44 t	-0.36 t	-5.59%
スチール缶・スプレー缶	5.67 t	-0.16 t	-2.82%
ペットボトル	16.25 t	-0.37 t	-2.28%

(3) ビン (搬入先: 有限会社 湯川建設)

区 分	R 7 排出量	前年度増減量	前年度増減比
ビ ン	37.30 t	-4.59 t	-12.31%

(4) プラスチック類 (搬入先: 株式会社クラエー)

区 分	R 7 排出量	前年度増減量	前年度増減比
発泡・トレー	1.70 t	-0.13 t	-7.84%

(5) し尿・浄化槽及び農業集落排水汚泥 (搬入先: ほうきクリーンセンター)

区 分	R 7 排出量	前年度増減量	前年度増減比
し尿	113.73 t	2.76 t	2.49%
浄化槽汚泥	514.56 t	14.18 t	2.83%
農業集落排水汚泥	950.69 t	-1.16 t	-0.12%

#### 4. 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第10号）に基づき、再生資源ごみの回収、分別収集、再利用の推進、一般廃棄物の減量の推進及び適正処理を図る。

①再生資源ごみの回収、分別収集、再利用の推進について

(ア) 町の行う再生資源ごみ委託収集で収集可能な物について「ごみの区分と出し方」「収集日程表」などで周知を図る。

(イ) 資源ごみ回収団体による資源ごみ回収を推進し、紙類、ペットボトル、ビン、缶類の再資源化を促進し、紙類等の排出抑制を図る。

②一般廃棄物の減量、適正処理について

(ア) 住民へ再生資源として分別できる物を広報誌やホームページを活用して周知し、可燃ごみ・可燃粗大ごみなどの減量を図る。

(イ) 河川や道路への不法投棄、野焼きを防止する為、広報誌や不法投棄監視員・各関係機関と連携し、廃棄物の適正処理を行う。

(ウ) ごみの減量化を図るため、ごみの減量や分別の方法について、広報誌やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用して住民への周知啓発を行う。また、ごみの減量推進と併せてごみ処理、再資源化を安定的に継続していくため、プラスチック製廃棄物の分別収集実施について令和12年度を目途に鳥取県中部市町で開始予定である。

(2) 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬

①収集区域の範囲 三朝町内全域

②収集回数：次表のとおり（原則、各集落の集積所にて収集）

区 分	収集回数
可燃ごみ	毎週1～3回（祝日・年始を除く）
不燃ごみ	月1回
使用済み小型家電	月1回 回収拠点（町内6か所）から月1回
有害ごみ	月1回 回収拠点（役場内1か所）から月1回
可燃性粗大ごみ	年3回
不燃性粗大ごみ	年3回
ペットボトル	月1～5回
ビン	月1回
缶類（アルミ缶）	月1回
缶類（スチール・スプレー缶）	月1回
再生資源	月1回

③収集の方法

(ア) 三朝町全域の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、ビン、缶類は、各集落の集積所において「有限会社 三和運送」が収集する。

(イ) 再生資源（紙・布類、牛乳パック）は、各集落の集積所において「倉吉資源リサイクル事業協同組合」が収集する。

(ウ) 再生資源（発泡スチロール・トレイ）は、各集落の集積所から「三朝町シルバー人材センター」が中間保管場所に搬入・集積し、その集積物を「株式会社 クラエー」が収集する。

(エ) 使用済み小型家電及び有害ごみは、三朝町役場に設置している専用回収ボックスからほうきりサイクルセンターへ搬入するとともに、各集落の集積所においては「有限会社 三和運送」が収集する。

④三朝町ごみ収集業務委託業者

・有限会社 三和運送 鳥取県東伯郡三朝町余戸578-1  
（委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）

・倉吉資源リサイクル事業協同組合 鳥取県倉吉市小田3  
（委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）

・三朝町シルバー人材センター 鳥取県東伯郡三朝町大瀬1110  
（委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）

・株式会社 クラエー 鳥取県倉吉市鴨川町32-1  
 (委託期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(3) 事業系一般廃棄物の収集及び運搬

①収集区域の範囲 三朝町全域

②収集の方法 事業者自らが運搬するもの及び町との契約により収集運搬するもの以外は、個別方式により、町が許可した一般廃棄物処理業者が収集及び運搬を行う。

③許可業者 (令和8年4月1日現在) ※鳥取県外業者なし

許可年度	No.	業者名	住所 (鳥取県内)
R 6	1	(株)錦海化成	境港市昭和町7-3
	2	三光(株)	境港市昭和町 5-17
	3	(株)赤碕清掃	琴浦町八幡174-1
	4	(株)楓	倉吉市八屋 197-2
	5	(株)トラスト	倉吉市八幡町 3314-6
	6	(株)晃新	北栄町国坂659-1
	7	(株)新喜建工	倉吉市関金町安歩40-1
	8	北浜産業(株)	倉吉市岡 20-10
	9	(有)松井商店	倉吉市広瀬町1713
	10	合同会社 真太カンパニー	倉吉市福庭町 2 丁目 112-2
	11	ますだ屋	三朝町三朝970-7
	12	(有)若建設工業	倉吉市上福田820
R 7	13	岸建(株)	倉吉市巖城1600-14
	14	(株)ふくろう	倉吉市海田西町 2 丁目138
	15	三朝町シルバー人材センター	三朝町大瀬1110
	16	(株)小鴨	倉吉市中河原 532-1
	17	(株)宮坂商店	倉吉市大谷茶屋 688-2
	18	(株)エパークリーン	倉吉市福庭町 1 丁目288
	19	流通(株)	倉吉市巖城 997-3
	20	陶山商店	琴浦町赤碕 2530-60
	21	(有)オーエヌプランニング	琴浦町逢東 122-5
	22	桔梗家	倉吉市八屋 192-5
	23	(株)木田商店	北栄町江北450
	24	(有)中部サービス	北栄町下種658
	25	(株)ジェイ・イー・ティ	北栄町下神1-1
	26	(有)河本建設	倉吉市秋喜 485-1
	27	(株)クラエー	倉吉市鴨川町32-1
	28	べんり屋コギちゃん	倉吉市東昭和町18
	29	(株)アオキ建設	倉吉市関金町郡家 721-1
	30	(有)竹中商店	北栄町土下408

	31	(有)三和運送	三朝町余戸578-1
	32	(有)やまびこ興業	三朝町三朝 663-1
	33	(株)ガナパティ・インターナショナル	倉吉市山根 539-1
	34	(株)赤碕トランスネット	琴浦町八幡 174-1
	35	(有)徳田清掃	倉吉市大原578-5
	36	(有)伊藤清掃	琴浦町下伊勢 527-4

(4) し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の収集及び運搬

①収集区域の範囲 三朝町内全域

②収集の方法 町の許可業者が戸別収集及び運搬を行う。

③許可業者 株式会社クラエー 鳥取県倉吉市鴨川町32-1  
(許可期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

(5) 令和8年度一般廃棄物排出見込量

(過去5年の実績や前年度との増減量を加味して算出)

区 分	R 8 排出見込量	前年度増減量	前年度増減比
可燃ごみ	1,290.26 t	-39.91 t	-3.00%
不燃ごみ	44.10 t	-1.36 t	-2.99%
小型家電	5.71 t	-0.18 t	-3.06%
有害ごみ	2.08 t	-0.06 t	-2.80%
可燃粗大ごみ	64.44 t	-1.99 t	-3.00%
不燃粗大ごみ	31.36 t	0.76 t	2.42%
古紙類	54.90 t	0.35 t	0.64%
古着・布類	10.86 t	0.43 t	3.96%
アルミ缶	6.25 t	-0.19 t	-2.95%
スチール缶・スプレー缶	5.51 t	-0.16 t	-2.82%
ペットボトル	15.89 t	-0.36 t	2.22%
ビン	36.18 t	-1.12 t	-3.00%
発泡・トレー	1.65 t	-0.05 t	-2.77%
し尿	116.56 t	2.83 t	2.43%
浄化槽汚泥	529.14 t	14.58 t	2.76%
農業集落排水汚泥	949.53 t	-1.16 t	-0.12%

## 5. 中間処理

### (1) 搬入先

品目	搬入先
可燃ごみ	鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター
不燃ごみ	
粗大ごみ	
ビン	有限会社 湯川建設
缶類	倉吉資源リサイクル事業協同組合 Kセンター
ペットボトル	
紙・布類・牛乳パック	
発泡スチロール・トレー	株式会社 クラエー
使用済み小型家電	ほうきりサイクルセンターへ集積
有害ごみ	
し尿	鳥取中部ふるさと広域連合中部クリーンセンター
浄化槽汚泥	
農業集落排水汚泥	

### (2) 可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター	
所在地	倉吉市巖城1637-9	
処理方法	焼却施設	全連続燃焼式焼却炉
	粗大ごみ処理施設	回転式破砕機
能力	焼却施設	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)
	粗大ごみ処理施設	破砕機 45 t / 5 時間
公害防止装置	乾式有害ガス除去装置 ろ過式集じん機 (バグフィルタ)	
燃焼ガス冷却方式	水噴射式ガス冷却	

### (3) びん処理施設の概要

施設名	有限会社 湯川建設
所在地	鳥取市湖山町東 4 丁目90番地

#### (4) 発泡スチロール処理施設の概要

施設名	株式会社 クラエー
所在地	倉吉市鴨川町32-1

#### (5) し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合中部クリーンセンター
所在地	倉吉市小田468-1
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理 〈高度処理（凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過＋活性炭吸着）〉
能力	140kL/日 (生し尿：107kL/日＋浄化槽汚泥：33kL/日)

### 6. 最終処分

ほうきりサイクルセンターで発生する焼却残渣・不燃系残渣物・主廃、落じん灰以外のものを埋立て処理する。

#### (1) 処理施設の概要

施設名	鳥取中部ふるさと広域連合クリーンランドほうき
所在地	東伯郡北栄町国坂1607-10他
埋立方法	準好気性埋立構造 セル方式 浸水処理方法：接触ばっ気方式+高度処理方法
処理能力	埋立面積 : 27,900m <sup>2</sup> 埋立容量 : 92,000m <sup>3</sup> 浸出水処理：200m <sup>3</sup> /日 処理能力：160m <sup>3</sup> /日（調整槽容量：3,200m <sup>3</sup> ）

### 7. 令和8年度における減量化や再生利用に係る推進方策

4. 処理計画の(5) 令和8年度一般廃棄物排出見込量で算出した数値を基準とし、全ての区分において前年度排出量が減へと転じさせることを目標とする。特に不燃性粗大ごみのリサイクルに対して住民への啓発に力をいれる。

また、資源循環の重要性を鑑み、現在鳥取県中部市町で取り組んでいるプラスチック廃棄物の再資源化推進を重点目標とし、令和12年度までにプラスチック製廃棄物の分別収集から再資源化を事業として開始する。

なお、本計画は毎年度見直すこととする。

## 8. 一般廃棄物の処理施設の整備について

本町において今後も見込まれる人口減少による一般廃棄物の処理量の減、財政の効率化の観点から処理施設を広域範囲で集約化していく予定であり、本町単独で処理施設を整備する予定はない。

現在も本町含む鳥取中部管内1市4町においては5. 中間処理及び6. 最終処分のおり処理施設を広域範囲で集約化して処理しているため、今後もその方針である。